

「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する御意見の募集
について」に対して寄せられた御意見等について

平成 27 年 11 月 11 日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針（案）に関する御意見の募集に
ついて」について、平成27年8月21日から平成27年9月19日まで御意見を募集したところ、
221件の御意見をいただきました（その他、今回の意見募集と関係しない御意見が6件）。

お寄せいただいた主な御意見の概要とそれらに対する考え方について、以下のとおり取
りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見及び考え方のみを公表さ
せていただいておりますので御了承ください。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力
賜りますようお願い申し上げます。

回 答 番 号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
第1（2）対象となる障害者		
1	対象となる障害者は、「障害者手帳の所持者に限られない」 ことが周知徹底されることを強く望みます。 他1件	今後の参考とさせていただきます。
2	第1（2）で障害者基本法に則った障害の定義が記載され ているが、「障害」の定義は漏れのないように広く解釈され るよう示す必要があり、過去の障害、障害の障害や性同一 性障害、容貌や形態の著しい変異や喪失などが含まれるこ とを明記すべきである。 他2件	本定義については、障害者基本法・障害 を理由とする差別の解消の推進に関する 基本方針（以下「基本方針」という。） の文言を引用しているものです。
3	以下の点を追加することを提案。 1. 対象には障害児も含みます。 2. 対象となる障害者・障害児は障害者手帳等の保持者に限 りません。 3. ここでは障害を、社会的要因や障壁に起因するものとし てとらえます（障害の社会モデル）。 4. 対象となる障害者・障害児が女性である場合には、さら に複合的な困難状況があります。	3番のご意見については、既に第1（2） に記載しています。

1 (4) 福祉分野における対応指針		
4	「望まれます」と記載されている内容等本指針において定める措置には・・・とすること。(意味内容をより明確にするため)	ご意見を踏まえ修文します。
5	社会福祉法規定事業の例示に、手話通訳・要約筆記事業、聴覚障害者情報提供施設を経営する事業も加えるべき。	本記載は、社会福祉法を基に例示をしているものです。
第2		
6	「障害者に対し(中略)場所・時間帯などを制限する(中略)権利利益を侵害することを禁止しています」という文について「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定」により「生活介護サービス時間帯が延長」とされ、結果的に「障害のため時間中断できず」権利利益を侵害された。この改定法も併せて考慮しないと、事業者の「法改定のため」という説明で不利益を被る人が引き続き出てくる(現時点で発生している形骸化)。 等	報酬改定において、公平・公正の観点等から実施されたものです。
第2 (1) ①「不当な差別的取扱いの基本的考え方」		
7	現在の「不当な差別的取扱い」の定義では、関連差別も「不当な差別的取扱い」に含まれることが明らかでないため、「不当な差別的取扱い」とは、「障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱いであって、正当化されないもの」と定義すべき。 他1件	不当な差別的取扱いについては、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これを踏まえたものです。
8	法が禁止しているのは、障害を理由として障害者でない者に比べて不利な扱いをすることだとしているが、障害者福祉の事業では、利用者はすべて障害者であり、障害者でない者に比べて不利な扱いはあり得ない。 実際に障害者が経験するのは、支援の必要度が高いから、医療的ケアが必要だから、などという理由で利用を断られる事態です。事例を読むと、ほかの障害者と比べて不利な扱いをすることも禁じているとわかりますが、基本的考えのところで明記すべきと思います。	本指針は、障害福祉のみならず、高齢者、児童、生活保護など福祉事業全般を対象とするものです。
第2 (1) ②「正当な理由の判断の視点」		

9	<p>正当な理由の判断は、「総合的・客観的に判断する」とされているが、客観性や正当性を担保していくためにも、社会福祉法に基づく苦情解決の仕組みにおける「第三者委員会」の意見をあらかじめ聞くなどその活用を加えてはどうか。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得られるよう努めることが望まれます」とあるが、福祉事業者においては、「理解を得るよう努めなければなりません」とすべき 他1件</p>	<p>第1(4)中、「望まれます」と記載されている内容等法的義務ではないものも含まれますが、法の目的を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されるもの」と記載しています。</p>
11	<p>「抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスが提供しないといったことは…」の表現は、福祉事業者としてのリスクマネジメントである危険予知とその対応体制づくりは必要不可欠なものであり、当該部分の理由立ての例としてはふさわしくなく、この記述は改めるべき。 他1件</p>	<p>本表記は、「正当な理由」を安易に適用することにより、法の理念が形骸化されることを防ぐ趣旨で記載しているものです。 個別具体の場面においては、障害を理由として財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取り扱いが客観的にみて正当な目的のもとに行われたか、その目的に照らしてやむを得ないと言えるかが判断されるものです。</p>
12	<p>「正当化事由」についてのなおがき以下の文章は、大変評価できる。この部分は、基本方針にも、他省庁の対応要領などには見られない、福祉事業者向けガイドライン独自の記載であると思う。この記述を最後まで残すべき。 他10件</p>	<p>本指針は、法の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また、必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方を示すものであり、具体的な紛争に関する手続き等を定めるものではありません。</p>
13	<p>事業者が説明する「正当な理由」について合意が得られない場合に、異議申し立てができる機関及び手続の明記を求めます。</p>	<p>正当な理由の判断の視点においては、「障害者、事業者、第三者の権利利益(安全の確保など…)」と記述し、障害者の権利利益の観点から、事業者、第三者と並び掲げられているところであり、これらの観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することとしています。</p>
14	<p>正当な理由の有無を判断する際の考慮要素の具体例として、「安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止」をあげているが、正当な理由の有無を判断する際には、「差別が禁止されることによって確保される障害者の権利や利益」を考慮することが重要であるため、考慮要素の具体例として、「財・サービスや各種機会の提供を受けられないことによる障害者の不利益」など、障害のある人の権利・利益の観点からの具体例を追加すべき。また、差別が正当化されるためには、</p>	<p>正当な理由の判断の視点においては、「障害者、事業者、第三者の権利利益(安全の確保など…)」と記述し、障害者の権利利益の観点から、事業者、第三者と並び掲げられているところであり、これらの観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することとしています。</p>

	合理的配慮を尽くすことを前提としたうえで、不当な差別的取扱いとすることで相手方又は第三者の権利利益を侵害する結果となることが客観的かつ明白な場合に限ることを明記すべき。また、障害又は障害に関連する事由を理由とする異なる取扱いは原則として差別であり、行為者の目的ややむを得ない事情は行為者の側しか立証できないことから、正当化事由の立証責任が行為者の側にあることを示すべき。 他1件	
15	カギカッコ内の文言を追加。 (略) 事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、「理解を得るよう努めること、また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望まれます。」 (理由) 障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要がある。 他1件	今後の参考とさせていただきます。
第2 (2) ① 合理的配慮の基本的な考え方		
16	障害者が求める合理的配慮の内容は、障害種別・態様・状況によってかわるので、実現に向けたプロセスも対応要領において詳しく示されるべき。 他1件	今後の参考とさせていただきます。
17	合理的配慮の提供は個別性が高い。特に、学校や福祉の事業所においては、個別の支援計画にきちんと位置付けて提供していくことが重要なのではないかと。	ご意見を踏まえ、第3 (2) に下記を追記します。 「なお、合理的配慮の提供にあたっては、個別の支援計画 (サービス等利用計画、ケアプラン等) に位置付けるなどの取組も望まれます。」
18	意思表示の困難な障害者について、「家族、介護者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む」という記述に対し、「成年後見人」を追加すべきという意見が出ているが、「成年後見人」という名称を明記することは賛成できない。基本方針の引用文のままで十分であると考え。 意思決定の支援という要素をわかりやすく明記することが必要であるとすれば、「…障害者の家族、介助者等、 <u>意思決定やコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して…</u> 」という修文を提案する。(又は <u>意思決定支援を行う者</u>) 他3件	コミュニケーションを支援する者は多様であることから、例示的に「法定代理人」を記載しています。 なお、下記の通り修文します。 「 <u>障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して…</u> 」

19	(11 頁下から 3 行目等)「介助者・支援者等」⇒「支援者・介助者等」に変更すべき	
20	本人からの意思の表明が困難な場合には、「障害者の家族」「介助者等」「コミュニケーションを支援する者」が本人を補佐して行う意思の表明も含まれる、とあるが、家族以外の者について具体的にどのような者を指しているのか。意思の表明については権利擁護支援において、成年後見制度を利用している場合は「成年後見人」、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を利用している場合は「専門員」については含まれるのか。	コミュニケーションを支援するあらゆる方が対象となります。
21	意思の表明について、障害児については、親が代わりに行うことが多いが、障害児の権利を守るという観点、児童虐待防止の観点もきちんと盛り込むことが重要ではないか。	参考として児童虐待の防止等に関する法律など「権利擁護に関連する法律」を紹介するページを追加します。
22	合理的配慮の内容は、障害者と相手方の中で協議し、障害者の意向を可能な限り尊重して確定されることが望ましい。明示又は黙示の意思表示は合理的配慮に向けた実現プロセスの内容の一つ。合理的配慮として行いうるものが複数存在する場合は、原則として、障害者の希望に沿ったものにすることが必要だが、相手方の負担との関係で、双方の利益と負担を考慮して決定される。この話し合いに、障害者が支援者を同席させて補佐を受けたい場合、認められる必要がある。 他 1 件	今後の参考とさせていただきます。
23	「当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するための自主的な取組に努めることが望まれます。」の表現を⇒「・・・配慮を提供するために <u>自主的に取組むことが望まれます。</u> 」 とすべき。	ご意見を踏まえて修正します。
24	「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」の部分で、「障害者本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において」、または「障害者本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（コミュニケーションを支援する者の補佐を通じて表明されるものを含む）があった場合において」と変更してはどうか。 障害者権利条約は、家族等の代理を原則として認めないとする立場で作成されており、第 3 条の表現も単に「障害者」の「意思表示」とするのではなく、「障害者本人」	障害者差別解消法（以下「法」という。）の規定と同様の記述としています。

	に由来することが明確な「意思表示」に限定した方が、同条約の趣旨にも沿うことになり、なおかつ曖昧さを回避できるであろうと考える。	
25	適切な合理的配慮が提供されることを担保するため、「障がい者団体と連携した研修の実施」、「合理的配慮の要望・実施のデータの蓄積とその公表」を新たに付け加えることを要求します。 他5件	ご意見を踏まえ、第4に追記します。
26	「必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られ」との記述は、不必要な限定を招きかねないため、「業務に必要とされる範囲で提供されるべきであり」とすべき。また、「事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及びません」とする記述は、「過重な負担」となるかどうかという例外事由の中で判断すべきことであり、対応指針案第2（2）②の考慮要素の一つとして、その箇所に移すべき。 他1件	基本方針の内容を踏まえた記載として います。
27	「合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。削除すべき。 他1件	
28	差別解消法は合理的配慮概念を定義しておらず、基本方針、対応指針案においても示されていない。対応指針においては、合理的配慮の定義として、「事業者が行うべき、社会的障壁の除去の実施のための必要かつ合理的な現状の変更及び調整で、過重な負担を伴わないもの」と明記すべき。 他1件	基本方針、対応指針とも法第8条第2項の規定を引用しています。
29	「意思の表明」は、本人からの意思の表明だけでなく、家族や支援者等が本人を補佐して意思の表明をする場合にも認められることは対応指針案で示されたとおり。しかし、本人に意思を確認すべきところ、本人を見ずにそばにいる家族や付添者に意向を尋ねるという場面がままある。このような対応は、障害者を一人の人格を持った独立の主体として扱わない劣等処遇であるといえ、慎まなければならない。また、家族や支援者等の代弁が本人の真意に沿っているかどうかについても、十分に注意する必要がある。このように、「意思の表明」は合理的配慮	今後の参考とさせていただきます。

	<p>の実現プロセスの要件であるとともにその解釈はできるだけ柔軟に行われるべきだが、障害者本人の真意から離れたところで意思解釈がなされないよう注意すべき。</p> <p>他1件</p>	
30	<p>意思の表明がない場合として、「意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者・支援者等を伴っていないこと」のみが例示されているが、実際には、障害者にコミュニケーション支援がないために意思表示ができない場合に限らず、周囲との人間関係に軋轢が生じたり、偏見が生まれることを気にして障害者本人が意思を表明できない場合も含まれるため、これらの場合も例示すべき。</p>	<p>意思の表明がない場合であっても、当該障害者に対して適切な配慮を行うことについての重要性を記述しているものであり、意思の表明がない場合は様々な場面が想定されます。</p>
31	<p>権利条約では、「障害者の意思の表明」は合理的配慮義務の発生要件とされていない。そこで、差別解消法においても、意思の表明は合理的配慮義務の発生要件ではないと解釈されるべき。差別解消法はかかる規定により、相手方において障害の有無や一見しただけではどういった配慮が必要かわからないといった事情を考慮し、合理的配慮の実現に向けたプロセス開始の要件を例示したものにすぎない。そして、これは、黙示の意思表示でもよく、仮に何等の意思表示がない場合でも相手方において障害の存在や合理的配慮の必要性を認識しえた場合には、合理的配慮に向けた手続きに入ることになるものと解釈すべき。ゆえに、意思表示がない場合であっても、障害者本人が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨に鑑みれば、適切と思われる配慮を提供すべき。</p> <p>他1件</p>	<p>法の理念が形骸化することのないよう、第2(2)①合理的配慮の基本的な考え方<合理的配慮とは>に、ご指摘の趣旨を記載しています。</p>
32	<p>カギカッコ内の文言を追加すべき。</p> <p>(略) 代替措置の選択も含め、「障害者が必要とするコミュニケーション手段(手話通訳者・要約筆記者等、通訳を介するものを含む)を用意したうえで、」双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものです</p> <p>他1件</p>	<p>コミュニケーションを図る際に必要な手段は多様なものが想定されます。</p>
33	<p>カギカッコ内の文言を追加すべき。</p> <p>意思の表明にあたっては、(中略)言語(手話を含む。)のほか、(中略)、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(「手話通訳者・要約筆記者等、」通訳を介するものを含む。)により伝えられます</p> <p>他1件</p>	

34	<p>カギカッコ内の文言を追加すべき。</p> <p>(略) 技術進歩の動向を踏まえた取組が期待されています。「ただし、新しい技術の導入にあたっては、障害当事者の意見を踏まえ障害者が本当に必要とする支援を導入できるよう、検討が必要になります。」 他1件</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第2 (2) ② 過重な負担の基本的な考え方</p>		
35	<p>過重な負担については、事業者において、個別の事案ごとに「事務・事業への影響の程度」「実現可能性の程度」「費用・負担の程度」「事務・負担の程度」「財務状況」の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である、とされているが、どのような点を考慮すべきなのか、もう少し分かりやすく例示いただきたい。(特に、実現可能性の程度における「人的・体制上の工夫」における例示)</p>	<p>過重な負担については、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であることから、第2 (2) ②において考え方を示しています</p>
36	<p><u>経産省指針案</u>のように、1行目「過重な負担については」の後に、「<u>具体的な検討をせず</u>に正当な理由を拡大解釈する等して、法の趣旨を損なうことなく」という文言をいれるべき。 他5件</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
37	<p>事業者が説明する「過重な負担」について合意が得られない場合に、異議申し立てができる機関及び手続の明記を求めます。 他4件</p>	<p>本指針は、法の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また、必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方を示すものであり、具体的な紛争に関する手続き等を定めるものではありません。</p>
38	<p>最初の一文を2行目の「必要で」を「必要です。」にし、以下に次のように変更していただきたい。</p> <p>「そこには代替措置（完全解消には至らないが、一部解消または軽減となるような対応策）の検討も含まれます。また、「代替措置の提案」や「合理的配慮自体が過重な負担とする理由を障害者に説明するとき」は、当該障害者との協議による相互理解をしていくことが望まれます。」</p>	<p>代替措置や障害者との協議による相互理解については、過重な負担であるかどうかという視点も含めて、合理的配慮を行う際検討するものであり、第2 (2) にその趣旨を記載しています。</p>
39	<p>「過重な負担」の判断要素としての経済的財政的コストの面では、相手方の属性（個人、団体、公的機関）、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等が判断の要素として考慮されるべき。また、業務遂行に及ぼす影響面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支</p>	<p>過重な負担の考え方については、第2 (2) ②に示した要素等を考慮して、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要がある、過重な負担に当たると判断した場合は、事業者が障害者にその理由を説明し、障害者の理解を得</p>

	<p>障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうか判断されねばならない。「過重な負担」についての立証責任は相手方にあることを示すべき。さらに、「過重な負担」の抗弁が、拡大解釈されることは絶対にあってはならない。これが認められるには、単に抽象的に「困難である」「負担が大きい」といった主張では足りず、技術やコスト等に関する具体的な根拠資料を示して負担が実際に「過重」といえることを示さなければならないことを明確にすべき。 他1件</p>	<p>るよう努めることを記載しています。</p>
<p>第3 (1) 不当な差別的取扱いと考えられる例</p>		
<p>40</p>	<p>次の事例を追加すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性用トイレの中にだけ車イストイレを設置する。 ・障害のある女性本人の意思に反して、男性職員による入浴やトイレの介助を強制する。 ・女だから本人が家事をして当然という見方で、障害のある女性に対してヘルパー派遣を抑制する。 ・障害のある女性の妊娠・出産時などに、障害を理由に診療や入院を断る。 ・障害のある応募者のうち、女性よりは男性のほうを採る。 <p>(理由) 障害のある女性の複合的な困難にかかわる具体例がないため、必ず掲載されたい。 他1件</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 記載されている具体例はあくまで例示であり、これらに限定されるものではありません。</p>
<p>41</p>	<p>○サービスの利用を制限すること（場所・時間帯などの制限）に下記の例を追加すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で行われる打合せ、講義などの場面で意思疎通に必要な配慮（手話・筆談等）を本人が申告しているにもかかわらず、配慮しないこと。 	<p>合理的配慮の例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと <p>という事例を記載しています（第3 (2)）。</p>
<p>42</p>	<p>「正当な理由なく、他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること」の前に「自閉症などの障害特性に配慮する場合を除いて、」を加える。</p> <p>(理由) 自閉症者等は、合理的配慮により、別室での対応が必要な場合があり、「別室での対応」そのものが差別的取扱いであると誤解されないため。</p> <p>「サービスの利用にあたって、他の利用者と異なる手順を課すこと」の前に「自閉症などの障害特性に配慮する場合を除いて、」を加える。</p> <p>(理由) 自閉症者等は、合理的配慮により、他の者と異</p>	<p>障害特性への配慮は、「客観的にみて正当な事由が存在する場合」に含まれていると考えています。</p> <p>障害特性に応じた個別の対応等については第3 (3)を参照ください。</p>

	<p>なる手順での対応が必要な場合があるため。</p> <p>「サービスの利用・提供にあたって、他の者とは異なる取扱いをすること」の前に「自閉症などの障害特性に配慮する場合を除いて、」を加える。</p> <p>(理由) 自閉症者等は、合理的配慮により、他の者と異なる取扱いが必要な場合があるため。</p>	
43	<p>「正当な理由なく、本人又はその家族等の意思（略）に反したサービス（施設への入所など）を行うこと」とあるが、あたかも「施設への入所」自体が「本人又はその家族等の意思に反したサービス」であるかのような印象を与えるため、表現を削除するか変更していただきたい。</p> <p>障害者支援施設においては、平成15年度から導入された利用契約の仕組み上、「本人又はその家族等の意思」に反した「施設への入所」は考えられない。</p>	<p>ご意見を踏まえて修文します。</p>
44	<p>「正当な理由なく、本人又はその家族等の意思（障害のある方の意思を確認することが困難な場合に限る。）に反したサービス（施設への入所など）を行うこと」との記載は大変重要な具体例であり、ぜひとも削除することなく、最後まで残して頂きたい。 他6件</p>	
45	<p>具体的な例を記述すべき。</p> <p>例えば、「これまで同行援護を提供していた事業所が、同行援護だけサービスをやめると通告し、契約を解除する。」「月経介助が面倒なことを理由に、施設入所の際に強制不妊を暗に誘導すること。」</p>	<p>記載されている具体例はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。</p>
46	<p>保育所入所において、医療的ケアを要するだけで画一的に入所拒否とすることは、不当な差別的取扱いに当たる事例として採用いただきたい。</p> <p>通常であれば入所できる状態で、かつ、両親等が入所を希望したにも関わらず調整等を怠ることも、不当な差別的取扱いに当たる事例として採用いただきたい。</p> <p>また、調整においては、保育所だけでなく様々な関係機関と連携し、可能な限り対応することが必要ではないか。</p> <p>加えて、その調整経緯及び結果は、書面で伝えることとし、不服の場合は不服申立が出来る仕組みを構築すべきと考えます。</p>	<p>「サービスの利用を拒否すること」の中に一般的な事例として記載しています</p>

47	<p>○サービスの利用に際して条件を付すこと具体例の中に、「時間変更を求めること、診断書、契約書・誓約書・同意書等の提出をもとめること」を追加記載頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まて修正します。</p>
<p>第3 (2) 合理的配慮と考えられる例</p>		
48	<p>「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」などは合理的配慮にとどまらず、環境整備として求められることが多いので、環境整備のところにも記述を加えるべき。</p>	<p>環境整備の事例については、主にハード面での改善措置を記載しています</p>
49	<p>カギカッコ内の文言を削除し、下線部を追加すべき。 「また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、」事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、<u>合理的配慮の提供について、具体的場面や状況 に応じて柔軟に対応することが望まれます。</u> (理由) 例示されている合理的配慮が事業者にとって「過重な負担」であることが前提のように読める恐れがある。</p>	<p>合理的配慮の提供については、個々の場面においてその内容は変わってくるものが想定されるため、例示通りの対応が、いかなる時も適用されるわけではないことを記載したものです。</p>
50	<p>「また、事業者に強制する性格のものではなく・・・」という記述に消極性を感じるので、下記の文章表現に変更。 ⇒「また、事業者に強制する性格のものではなく、事業者の規模等によっては過重な負担となる可能性があります、<u>合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮にいれることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要です。</u>事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じ、柔軟的かつ長期的な視点を持ち、対応することが期待されます。」</p>	<p>環境の整備については、第2 (2) ①<環境整備との関係>に記載しています。</p>
51	<p>「や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。」に続いて「なお、ここに示されたような合理的配慮を欠くことが虐待を招く結果となることもありますので、職員などへの周知を図ることが重要です。」を加える。 (理由) 自閉症者等への合理的配慮が、虐待防止にもなることに注意を促すため。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

52	<p>「・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること」の次に「・変更により混乱する自閉症などの人に対しては、カードなど理解できる方法で、事前に説明すること」を加える。</p> <p>(理由) 自閉症者等は、慣行の変更によりパニックになることが多いため。</p>	<p>障害特性に応じた個別の対応等については第3(3)を参照ください。</p>
53	<p>「・エレベータがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること」の次に「・トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること」を加える。</p> <p>(理由) 自閉症者等は、空間の見通しができると、落ち着いて行動しやすいため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、<建物や設備についての配慮や工夫>に追記します。</p>
54	<p>「・電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うこと」の次に「・具体的に書く、難しい漢字・言葉や二重否定を使わない、短文や分かり書きにする、行間をあけるなど、文章をわかりやすくすること」と「・必要に応じて、絵カードや文字カード、簡単な手話や身振り、ビデオ・現物を見せる、体験してもらうなどで情報提供し、その人なりの合意を得ること」を加える。(理由) 自閉症者等に分かりやすい情報提供の配慮の事例を示すため。</p>	
55	<p>「・ICT(コンピューター等の情報通信技術)を活用したコミュニケーション機器(音声を文字変換する、表示された絵などを選択することができる機器など)を設置すること」の次に「・文章はわかりやすくすること」、「・絵カードや文字カード、写真、現物などを用いて、予定や手順などをわかりやすく表示すること」、「・支援者の表現や身振りを統一すること」、「・その人の個性や長所を尊重し、職員に対して安心感・信頼感をもてるような対応を心がけること」を加える。また、注釈として「絵記号については、経済産業省『コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則(JIS T0103)』が無料で活用でき、http://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/jis_t0103.php からダウンロードできる。また、その人に合わせて作った絵カードや、写真や実物を示すなどの工夫が必要である。」を加える。</p> <p>(理由) いずれも、自閉症者等への合理的配慮として重要であるため。</p>	<p>「手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと」という事例に含まれると考えています。障害特性に応じた個別の対応については、第3(3)に追記します</p>

56	<p>「・パニックなどを起こした際に静かに休憩できる場所を設けること」の次に「・作業の場や休憩の場などを絵記号やカードや色別で分かりやすく示し、行動しやすくすること」、「・その方が落ち着ける人には、別室にしたり、パーティションなどで個別のスペースを用意すること」、「・音に過敏な人には、イヤマフや耳栓の使用、別室にする、吸音性のある物を配置して静かな環境にするなどの対応をすること」を加える。</p> <p>(理由) 自閉症者等への建物や設備についての配慮や工夫については、見通しを持てるようにする、視覚や聴覚の過敏に対応することが重要である。「イヤマフや耳栓の使用」は設備ではないが、他に適当な項目がないのでここに加えた。</p>	
57	<p>「・車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること」の次に「・聴覚過敏の人のために、壁や天井は吸音性の高い材質を使うこと」、「・壁や柱などは、ぶつかっても危険のない材質を使うこと」を加える。</p> <p>(理由) 建築、改修の時に、自閉症者等にとって配慮が必要な項目であるため。</p>	今後の参考とさせていただきます。
58	<p>・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール、慣行を柔軟に変更すること →「障害の特性に応じた」に、「障害の特性や性別・年齢に応じた」と付け加える</p> <p>以下のように、障害ごとの対応の事例を追加する。</p> <p>・視覚障害のある人に対し、部屋をトイレに近いところにしたり、廊下に物を置かない、料理の配膳を説明する、点字シール等で什器などがわかるようにする等。</p>	「合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。」と記載しています。具体例はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。
59	<p>カギカッコ内の文言を追加。</p> <p>・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、わかりやすい説明を行うこと、「必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を用意すること」</p> <p>(理由) 具体的なコミュニケーション手段と人的支援の双方の例示が必要と考えます。また、事業者として手話通訳者・要約筆記者等を用意するという考え方も必要です。</p>	例示の中に具体的コミュニケーション手段と人的支援の双方とも記載しています。

60	<p>カギカッコ内の文言を追加。 「手話・筆談等でコミュニケーションすること。また、」 必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること (理由) 具体的なコミュニケーション手段と人的支援の 双方の例示が必要です。</p>	
61	<p>次の具体例を追加する。 ・視覚障害のある女性の分娩入院にあたり、不安や不便 について本人に聞き、トイレに一番近い部屋にして、廊 下にもものを置かないようにした。院内設備や什器にシー ルを貼ってわかりやすくし、食事の際には看護師が食器 の位置や料理内容を説明した。 (理由) 障害のある人のニーズへの基本的な知識と提供 する姿勢があれば、どこでも応用できる、合理的配慮の モデルにあたる事例のため。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 (医療分野に関するご意見)</p>
62	<p>以下を追加記載頂きたい。 ○物理的環境の配慮 ・場所を1階に移す、トイレに近い場所にする等の配慮 を行う。 ○補助器具・サービスの提供 <情報提供・利用手続きについての工夫> ・文書の読み上げ、口頭による丁寧な説明を行う</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
63	<p>その都度の合理的配慮だけでなく、事前の環境整備も重 要であることを伝えることが趣旨の注釈であれば表現が 分かりにくいため、「障害を理由とする差別の解消の推進 に関する基本方針」の表現 (P.5 第1-3-(1)-イ) を参考 に修正していただきたい。 (文例) 合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれ る場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、 その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境を整備する ことにより、利用者の利便性の向上に努めることが求め られます。 他1件</p>	<p>環境整備についての説明ではなく、環境 整備のうちバリアフリーに関する整備 例を紹介したものです。</p>
<p>第3 (3) 障害特性に応じた対応について</p>		
64	<p>子どもは発達段階にあり、個々の子どもの発達の段階に 応じて・・・」 ⇒「子供は<u>成長、発達の途上</u>にあり、個々の子どもの・・・」 とすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて修文します。</p>

65	<p>「・・・過程においては、関係者の十分な配慮が必要です。」 ⇒「・・・過程においては、関係者の十分な配慮と支援が必要です。」</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>
66	<p>文科省のガイドライン（15頁）に、幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するために、障害の状態等の把握に努めることが望ましいという記述があるが、乳児は幼児に入らないので、乳児もどこかに位置付けてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>
67	<p>障害特性について、各障害種別に記載されていますが、各障害種別ごとに記述にかなり差が見受けられます。また、その内容についても機能障害によってできないことを中心に書かれており、きわめて医学モデル的な内容と言わざるを得ません。障害特性を理解すること自体は必要なことであると考えますが、それは障害当事者による研修の充実や、日々の障害をもつ人たちとのかかわりを通じた相互理解を深める営みを通じて図られていくことこそが重要であると考えます。よって、障害特性に関する記述はすべて削除してください。 他2件</p>	<p>障害の特性等に対する理解を深めていただくための参考になるものと考えています。</p>
68	<p>「統合失調症」 主な対応 ・統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある」との対応は、差別の解消と無関係であり、かつ医療機関が主として担うべき性質であると思われるので削除してはどうか。 ・妄想や幻聴に左右されている場合には本人の利益とかけ離れた要求をする可能性があるため、障害者が求める内容が明らかに本人の利益に明確に反するときは、医療的対応を優先するように助言する」との対応を追加してはどうか。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
69	<p>「躁うつ病」 主な対応に以下を追加してはどうか。 ・症状が強い時期には、本人が求める「社会的障壁の除去」を福祉事業者等が行った場合に、結果として本人の利益を害する恐れもあるため、そのような恐れが明確な場合に限り、これを保留することも認められる。 （理由）特にうつ状態の重い患者に、重要な決断を先送るよう助言することは、精神科医の基本とされている。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

70	<p>「依存症<アルコール>」 主な対応に以下を追加してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が求める「社会的障壁の除去」を行った場合、結果として依存症を深刻化させる恐れが明らかな時には、これを保留することも認められる。 <p>(理由) 例えば、入所系の福祉施設において、「アルコールを出してほしい」という要求がある場合もあるが、そういった事態にも備えるために必要な一文ではないか。</p>	今後の参考とさせていただきます。
71	<p>「<双極性障害（躁うつ病）の場合>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気分障害（躁うつ病・うつ病など）」に変更、もしくは「うつ病性障害（うつ病）や双極性障害（躁うつ病）の場合」に変更してはどうか。現行のままでは、双極性障害の対応のみを例示し、うつ病性障害への対応を例示しないというアンバランスな指針になるように思う。 ・「躁うつ病（気分障害）」を「双極性障害（躁うつ病）」にし、気分障害については、主な特性に入れ込むべき。 ・「主な特性」の、躁状態の説明に「物事に敏感になって誇大な言動が現れる一方、すぐに気が散ったり怒りっぽくなったりする」という一文を追加してください。 	ご意見を踏まえ、「気分障害」に修正します。
72	<p>「自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを伺わせるような言動があった場合には、本人の安全を確保した上で速やかに専門家に相談する」とあるが、入所等を請け負う福祉事業者にこのような対応を「合理的配慮」として例示することは妥当かもしれないが、福祉事業者一般に対してこのような対応を例示することは、求める水準が高すぎるように思う。また、障害者の安全の確保や保護の問題と、法の目的である「差別の解消」/「障壁をなくすこと」とは、本質的には関係の乏しい事柄ではないか。</p>	ご意見を踏まえ修正します。
73	<p>躁うつ病やうつ病とパーソナリティ障害を併発している事例を想定する必要がある。併発例は実際には多く、希死言動が見られる時に真に保護的対応が必要な事例か否かを見極めることは、精神科医でも大変困難な作業です。この見極めを行うことができない事業者が、「合理的配慮を欠いた」と非難される可能性・責任を最小限に抑えようとする場合、当然に警察や保健所に一律に通報する対応が取られるものと推察される。結果として、専門家から見れば措置入院に全く該当しそくない障害者</p>	今後の参考とさせていただきます。

	<p>(特にパーソナリティの問題を併せ持つ方)が、福祉事業者の法的責任問題に関連して数多く措置通報されるなどの結果を招きかねない。つまり、福祉事業者にとっては、自己の資本を投入するよりも、「自傷他害のおそれ」があるとみなし、公的機関へ保護を依頼した方が安上がりになる(電話代の負担だけで、法的リスクをほぼゼロにできる)。</p> <p>「自殺などを伺わせるような言動」への対処・保護の問題は、差別解消を理念とする本ガイドラインにはそぐわないとも考えられるので、当該箇所を削除してはどうか。もし言及するのであれば、よく事情を理解している当事者(家族等)に迅速な対応・保護を促すようなやり方を例示する程度に留めては如何か。</p>	
74	<p>「てんかん」の主な対応に例示される以下の2例を削除してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もがかかる可能性がる病気であり、専門家の指導の下に内服治療を行うことで、多くの者が一般的な生活が送れることを理解する ・また、発作が起こってしまった場合には、本人の安全を確保した上で専門機関に相談する <p>(理由) いずれの例も、「社会的障壁の除去」や差別の解消には関係しない。特に、専門機関への相談は、福祉事業者等の義務に含めるべきでない。もし仮に義務に含めた場合、専門機関が無い地域では、事業者に義務だけが発生し、実際には受け皿がないことになってしまう。</p>	3(3)の記述は、事業所に対し義務を課すものではなく、各障害の特性や対応の参考になるものと考えています。
75	<p>色覚障害…「一定の色がわかりづらい人が多い」 ⇒「色の変化が判別しにくい人が多く、背景と文字の色がはっきり判るような配慮」などもっと具体的に。</p>	ご意見を踏まえて修文します。
76	<p>色覚障害者 という表現が書かれてるが、色覚異常者よりもさらに強い表現で、根拠もないはずなので、「色覚に特性がある」又は「色覚に違いのある」などの表現に変更すべき。</p>	
77	<p>「聴覚・言語障害」 主な特性 「難聴者は補聴器や人工内耳で聴覚を補完する」とあるが、「聴覚障害者のコミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障害者は補聴器や人工内</p>	ご意見を踏まえて修文します。

	<p>耳で聴覚を補完するほか、話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けている」という主旨の説明に変えるべき</p>
78	<p>「聴覚障害者」 主な特性 「先天性のろう者は、手話でコミュニケーションをとる人も多い」 ⇒「先天性のろう者は、言語としての手話（日本手話）でコミュニケーションをとる人が多く、中途失聴の場合は日本語対応の手話を使うことが多い」</p>
79	<p>「聴覚障害者」 主な特性 「先天性のろう者の場合は、手話でコミュニケーションをとる人も多い」「難聴者は補聴器や人工内耳で聞こえを補う」の表現は誤解を招くのではないか。先天性であってもコミュニケーション手段は手話だけでないし、難聴者であっても手話を使う人もいる。様々なコミュニケーション手段があることを分かるようにすべき。</p>
80	<p>聴覚・言語障害（ろうあ・難聴）〔主な対応〕 カギカッコ内下線部の文言を追加すべき。 ・手話や文字表示、「手話通訳や要約筆記者の配置など、」目で見えてわかる情報を「提示したりコミュニケーションを」する配慮 （理由）具体的なコミュニケーション手段と人的支援の双方の例示が必要と考える。また、事業者として手話通訳者・要約筆記者等を用意するという考え方も必要。</p>
81	<p>聴覚・言語障害（ろうあ・難聴） → 聴覚障害者へ 訂正（より分かりやすい表記）</p>
82	<p>下線部の修正 ・聴覚障害者のコミュニケーション方法には、手話、筆談、口話など様々な方法があり、一人ひとり異なる。また、<u>どれか一つの方法で十分ということはない。相手が一番やりやすい方法でコミュニケーションする。</u></p>
83	<p>下線部の修正 ・聴覚障害者に筆談で対応する場合は、<u>相手の状況に合わせ、分かりやすい書き方を心がける。</u></p>

84	<p>内部障害、難病に関する支援論の蓄積が他障害と比して未発達なため、福祉事業者においても対応に苦慮する場面が想定されることから、対応指針において、可能な限り充実した例示が求められる。難病に対する対応の具体例として、「難病認定マニュアル」記載の疾患群別の難病の特徴をそのまま引用、挿入すべき 他1件</p>	<p>「【参考ページ】 障害者総合支援法の対象となる疾病について」に、下記を追記します。 ※難病の特徴（症状の変化や進行、福祉ニーズ等）については、「難病患者等に対する認定マニュアル(平成27年9月)」を参照ください</p>
85	<p>難病と内部障害の項目をひとつの「難病」として、その中で神経筋疾患、免疫性疾患などに分類。多様な難病をひとつくりにできない合理的配慮が必要。</p>	<p>難病の詳細については、87番の回答により対応します。</p>
86	<p>「失語症」 主な対応に以下を追加してはどうか。 ・話し言葉のみならず、漢字、仮名文字、ジェスチャーなど、複数の情報伝達手段を組み合わせるコミュニケーションを行う</p>	<p>ご意見の趣旨はすでに記載しています。</p>
87	<p>肢体不自由者（車椅子使用）〔主な特性〕 ・重度であれば電動車椅子を使用する場合もある⇒・電動車椅子を含め、呼吸器を使用している場合もある と記載頂きたい （重度という意味は、何を以て示しているのか疑問。電動車椅子を使用するかどうかは、住環境等の生活状況に大きく左右されるため、重度か軽度かではなく、車椅子利用者の中には、障害が重複する場合があるという主旨を強調すべき）</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
88	<p>「肢体不自由者（車椅子使用）」の「主な特性」2つ目の例示「脳性麻痺」について、言語障害を伴う場合も多くみられるため、例示に追加していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ追記します。</p>
89	<p>「肢体不自由者（車椅子使用）」の「主な対応」の4つ目の例示「目線をあわせて会話する」について、会話で目線を合わせることは当然のことであるが、知的機能障害を重複していない車椅子利用者の中には、わざわざ立位者にしゃがまれることを不快に（保護的に）感じる場合もあるため、削除しても良いのではないか。</p>	<p>障害の特性に応じた対応等に対する理解を深めていただくための参考になるものと考えています。</p>
90	<p>知的障害「主な対応」 「ゆっくり話す」や「ルビを振る」などが記載されている。これらも重要であるが、知的障害のある方が自らの意見を言える環境を整えることが重要ではないか。例え</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>

	<p>ば、正式な会議の場などでは、緊張等のため、職員の望むであろう答えをしがちなので場面設定を配慮するとか、職員の態度や言葉遣いが障害者に対する圧力にならないように十分に配慮するなどが必要である。さらに、障害者本人が希望する場合には、外部の支援者を同席させるなどの配慮も必要である。</p> <p>また、障害者本人の意思を確認する場合には、選択肢を示して意思表示をしやすくするとともに、その選択肢以外の意見や拒否の意思も言えるように配慮することが必要である。選択肢についても、その内容が十分に理解できるための体験ができるように支援をすることが必要である。</p>	
91	<p>「知的障害」と「認知症」 主な対応に以下を追加してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉的サービス利用に関する経済的負担が大きい場合には、費用対効果も説明内容に加え、当事者の経済的規模に見合わないサービス利用とならないよう配慮する。 <p>(理由) 判断力の乏しい患者では、リフォーム詐欺や訪問販売詐欺などが問題となることがあり、福祉サービスでも類似した問題が起こる可能性があるため。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
92	<p>知的に問題のない場合に多い発達障害の二次障害としての「精神障害」(発症)があることが、どこにも掲載説明されていないのではないかと。</p> <p>専門家は精神障害と見立てた場合の支援・治療だけでは、その精神疾患は改善しにくいとしています。この視点が欠けると、合理的配慮も誤った方向に行きかねず、「合理的」とは言えません。当指針では、精神障害だけが前面に出て、なかなか理解しづらい発達障害のベースがある二次的障害ももった者の存在への理解と配慮がかき消されていることになると感じます。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
93	<p>「自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)」の項目の〔主な特性〕と〔主な対応〕を、下記の通り書きかえる。</p> <p>〔主な特性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会性・コミュニケーション・想像力に困難のある障害である ・相手の目や表情を見ない人や、自分の関心のある物に強い関心を示す人もいる 	<p>主な特性については、できるだけ肯定的な表記となるように配慮しています。</p> <p>主な対応については、ご意見も踏まえて一部修正します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばでの説明を理解しにくい人や、自分の気持ちをことばで表しにくい人もいる ・ひとつのことにこだわって、他の視点で考えにくい人もいる ・視覚・聴覚・触覚・嗅覚などの感覚に過敏な人もいる ・見通しの立たない状況や、大勢の人がいる所では不安になる人もいる ・知的機能の高い人も、低い人もいるし、集中力や創造性に優れている人もいる ・社会的に疎外されやすく、そのストレスからさまざまな二次的障害をもちやすい <p>〔主な対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりがかかなり違うので、まず、その人の長所や強み、興味のあることを知り、そこから支援の方法を拓げていく ・図やイラストなど、なるべく視覚的な方法を使って説明する ・抽象的な理解が困難な人には、なるべく具体的に説明し、またスモールステップによる支援を心がける（新しく挑戦する部分は少しずつにする） ・集団での意思疎通の苦手な人には、個別に話し合う場を設ける ・否定的表現ではなく、肯定的表現などで伝える（例えば「走らないで下さい」ではなく、「歩いてください」） ・感覚過敏がある場合には、静かな雰囲気、室内の整理やパーティションなどによる区画、肌触り、室温など、感覚面の調整を行う ・障害の特性をよく理解して、穏やかに、人としての尊厳を守る姿勢で支援する <p>（理由）原文の〔主な特性〕と〔主な対応〕は極めて不完全であり、また〔主な特性〕については、人により異なることを一般的なこととして書くという誤りを含むため。</p>	
94	<p>「注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動性障害）」の項目の〔主な特性〕と〔主な対応〕を、下記の通り書きかえる。</p> <p>〔主な特性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に周囲の事柄に関心を持ち、エネルギッシュに 	

	<p>取り組む一方、まとまりを欠く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に動き回る ・見通しを持つことなく、性急に行動する <p>〔主な対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短く、分かりやすく、はっきりと提示する ・気の散りにくい座席の位置の工夫など、混乱を来さないような環境調整を行う ・衝動性が亢進した場合は、クールダウンあるいはカームダウンに心掛ける ・叱責や注意の積み重ねによる自己評価の低下や自己不全感が、おきないようにする <p>(理由) 注意欠陥多動性障害の特性と対応を分かりやすく表現するため。</p>	
95	<p>学習障害〔主な対応〕を、下記の通り書きかえる。</p> <p>〔主な対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・得意な部分を積極的に使って、情報を理解し、表現できるようにする ・苦手な部分については、課題の量・質を適切に加減する ・ICTなどを活用し、文字を大きくし、行間をあけるなどを考慮する <p>(理由) 原文の「柔軟な評価をする」は不適切であり、また学習障害への対応を分かりやすく表現するため。</p>	
96	<p>発話の障害である吃音（きつおん・どもり）をもっと詳細に記述してほしい。</p> <p>(理由) 吃音というものを理解してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>
<p>第4 事業者における相談体制の整備</p>		
97	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修・啓発を行うことが望まれる。 <p>⇒・職員の研修・啓発を行うよう努めなければなりません。 と記載頂きたい。</p> <p>(基本方針中「障害者に対して適切に対応し、(略)研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする」と明記されており、事業者における研修は、非常に重要。また、近年、障害者への虐待が多発し、社会問題化していることから、職員一人一人に、障害に関する正しい知識、理解、意識を持つことが極めて重要である。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に応じるための体制の整備や職員の研修・啓発を行うことが<u>重要</u>です。」</p>

98	<p>「・・・職員の研修・啓発を行うことが望まれる。」 ⇒「職員の研修・啓発を行うことが<u>重要です。</u>」 とすべき</p>	
99	<p>事業者の職員に対する研修は、「行うことが望まれる」事項ではなく、早期に取り組むべき事項と考えます。「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義を踏まえた研修の実施目標値の設定を求めます。 他2件</p>	
100	<p>この案には、相談窓口への連絡方法が記載されていない。電話、FAX、メール等多様な連絡方法とそれぞれの番号、アドレスの明記をすることが必要との記載をすべき。特に、福祉サービス関連の事業者は、差別事例や虐待事例に関連した相談が寄せられる可能性が高いと考えられ、その際、障害のために、本人から電話での連絡がとれない場合もあり得る。福祉事業者向けの対応指針では電話以外のFAXやメール等多様な連絡方法の記載を強く希望する。また、出来る限り障害者の相談員を配置すること。 他8件</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修文します。 「なお、事業所において相談窓口等を設置（事業所における既存の苦情解決体制や相談窓口を活用することも考えられます）する際には、<u>ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報の周知を図り、利用しやすいものとするよう努めるとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールなどの多様な手段を用意しておくことが重要です。・・・</u>」</p>
101	<p>以下のとおり修正すること。 「・・・相談窓口等を設置する際には、利用者等に周知を図り、<u>利用しやすいものとする</u>とともに、相談等に対応する際には・・・」</p>	
102	<p>差別を受ける痛みをもっとも理解するのは障害当事者であることから、可能な限り、障害当事者が相談にあたるピアカウンセリング手法を用いるべきことを記載すべき。 コミュニケーションに障害がある人は、合理的配慮がないと相談自体ができないため、相談過程でコミュニケーション支援が受けられるよう体制整備するとともに、当事者が望むものの同行や付き添いが認められるべきことを記載すべき。 他1件</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
103	<p>次のことを追加する。 相談等に対する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要である。相談体制には女性の担当者を必ず置く。 (理由) 性別・年齢・状態に配慮できるような相談体制にしなければならない。パワハラ、セクハラなどは男性</p>	<p>「相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。」と記載しています。 今後の参考とさせていただきます。</p>

	から女性に対するものが大部分の現状で、担当者に女性 がない相談窓口であれば、被害を受けた人は相談する こと自体が困難となるため。	
104	事業者における相談体制について「また、地方自治体の 相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会などとも連携 して」を「また、地方自治体の相談窓口や障害者差別解 消支援地域協議会、障害当事者による権利擁護団体（NPO 等を含む）などとも連携して」と記載頂きたい。	ご意見の趣旨はすでに記載しています。
105	相談窓口が不適切である場合に、その救済措置と適切な 合理的配慮の指導を含む判断・指示のできる、権限を持 った公正中立な別途機関の設置が必要です。	今後の参考とさせていただきます。
106	事業者における「相談体制」がうまく機能しなかった場 合の異議申し立てができる機関及び手続の明記を求めま す。	本指針は、法の規定に基づき、福祉分野 における事業者が障害者に対し不当な 差別的取扱いをしないこと、また、必要 かつ合理的な配慮を行うために必要な 考え方を示すものであり、具体的な紛争 に関する手続き等を定めるものではあり ません。
107	次のことを追加する。 「相談窓口に寄せられた相談等は、性別・年齢にも着目 して集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者 間で共有を図り、以後の相談等およびPDCA（注）におい て活用することが重要です。」 （理由）現状は、性別や年齢を省いて障害者一括や障害 種別一括で集約されがちであり、複合的に困難な状況に ある人の以後の相談およびPDCAにつながりにくいた め。 他2件	ご意見を踏まえ下記を追記します。 「実際の相談事例については、相談者の プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、 以後の合理的配慮の提供等に活用する ことが望まれます。」
108	「者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。」 と「また、地方自治体の相談」の間に、次の説明文を加 える。 「特に、相談者の抱える困難性や障害特性に専門知識が 不十分で、支援の経験が少ない場合には、適切に相談に 応じられる機関などにつなげることが重要です。」 （理由）相談機関が、自閉症者等への専門知識が不十分 なために誤った対応方法を伝えることにより、自閉症者 等がますます混乱するということもあるため。	今後の参考とさせていただきます。

109	<p>下線部文言の追加 (略) また、<u>相談窓口には障害者の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れ、</u>地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、(略) 他1件</p>	<p>相談体制については、各事業者の判断により行っていただくものと考えます。</p>
<p>第5 事業者における研修・啓発</p>		
110	<p>事業者は日々のサービス提供にあたり差別が起きないような職員研修を行い、法の趣旨を職員に徹底しなければならない。相談担当者には、適切な助言や関係調整ができるよう十分な研修を行う必要がある。</p> <p>研修においては、具体的な事例を題材にグループワークやディスカッションを実施したり、様々な障害種別の当事者から直接話を聞く機会を作り、生活実態に即した差別解消策や問題認識を共有することが望ましい。研修は、障害や差別に対する理解を十分に深められるような内容のものでなければならず、定期的・継続的に行われる必要があり、啓発はポスターやリーフレット等が常に目につく様、日常的に行われる必要がある。 他1件</p>	<p>具体的な研修内容や実施方法については、各事業者の判断によって行っていただくものと考えます。</p>
111	<p>「障害のある女性などの複合的な困難に関して、研修・啓発のプログラムに入れる」ことを追加。</p> <p>理由:障害のある女性の複合的な困難などの問題を正しく理解し、十分な配慮をもって対応できるようにするため。</p>	
112	<p>以下を追加することを提案。</p> <p>「研修、啓発の内容によっては、障害者関係団体と連携して実施することも効果的である」</p> <p>障害者関係団体が現場の問題を適切に把握している場合も多いため、これらの団体との連携は有効であると考えられるためです。</p>	
113	<p>職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については、内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要性がある。また、使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにするを望む。</p>	

114	<p>地域移行の実現に向けては、障害者が地域のなかで社会関係を育み、その人らしく過ごせる場所があるという社会的包摂の考え方も必要であるため、事業者は各事業や活動を通じて、関係者や近隣住民への理解促進していくことを「望まれます」より「必要です」などとし、一層の推進を促す書きぶりにしていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「重要です」に修文します。</p>
115	<p>事業者による相談体制の整備（第4）や研修（第5）などを示しているが、より総合的な取り組みを促すべき。</p> <p>まずサービス利用者・家族、職員、法人役員などの関係者に対して、障害者差別解消法が実施されたこと、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の内容、事業者の義務と障害者の権利とを適切な方法で広報・周知する必要がある。国が障害者向け広報ポスターを作成してすべての事業者に配布する、あるいはウェブに掲げ、福祉事業者が自由にダウンロードして活用できるようにするなどの工夫が望まれる。</p> <p>さらに事業者による相談体制の整備とともに、市町村レベル、都道府県、国のレベルの相談窓口（公的なものや民間団体によるものも含め）の紹介も行う必要があります。</p> <p>また職員研修についても、障害当事者や家族の生の経験を学べるよう工夫をする必要があります。</p>	<p>平成28年4月の法の施行に向け、内閣府とも連携し、広報に努めて参ります。</p>
<p>第6 国の行政機関における相談窓口</p>		
116	<p>以下を加筆すること。</p> <p>⇒事業者においても、厚生労働省の相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知すること。</p>	<p>障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要であり、「第4 事業者における相談体制の整備」中、地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことが望まれる旨を記載しています。</p>
117	<p>設置される相談窓口が、迅速に「障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう」に、手続きの明確化を求めます。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

118	<p>対応指針案に記載する公的窓口が、差別解消法に基づく相談に特化した窓口であることが望ましいが、既存の窓口を利用する場合であっても、相談に対応する職員の研修を充実させ、適切な助言や関係調整が出来るよう整備すべき。また、相談事例の蓄積・分析と今後の対応への活用が必要。将来的には、当事者双方の主張を踏まえた紛争解決にあたる裁判外紛争解決機関が設置されるべき。</p> <p>他1件</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第7 主務大臣による行政措置</p>		
119	<p>法文をもとにした説明だが、厚生労働省が主体的に実施するニュアンスが弱く感じるため、表現を改める。</p> <p>(文例)「主務大臣は」以下の文章を、「厚生労働大臣は、事業者に対し(略)指導若しくは勧告を行います。」と改める。など</p>	
120	<p>事業者にも責務があることを明確にすることを強く要求します。事業者には差別解消の取り組みを行う責務があることを明確にすること、各種業界団体が本ガイドラインの解説を目的とした自主的なガイドラインを作成し、ここまでは許されるなどとの勝手な解釈を許さない監視・監督体制の強化を盛り込むことを強く要求します。さらに、厚生労働大臣には強い指導・監督権限を付与し、「必要があるかないかに関わらず、差別的な取扱いを繰り返す事業者に対し、報告を求め、または助言、指導若しくは勧告をすることができる」ようにするとともに、「再三にわたる助言、指導若しくは勧告にもかかわらず、再度差別的取扱いを繰り返す事業者に対しては、告訴することも可能である」との文言を加えることを強く要求します。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 (法に対するご意見)</p>
121	<p>事業所などの内容について、評価(良い所、悪い所にはそれなりに)と実効力のある改善命令をもっと強力に下せることが必要ではないか。外部からの調査でなく自らの報告を求め、強くても勧告のみというのでは悪質な事業者は野放しと同様ではないか。</p> <p>全体に、悪質な場合についての有効な歯止め・制裁措置が見られないのではないかと感じる。</p>	
<p>おわりに、参考ページ、その他</p>		

122	<p>文科省の対応指針の4留意点（3ページ下）にあるように、文言を追加すること。「本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。</p> <p>なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。</p> <p>(理由)法第12条の規定を明記しており、これは非常に重要で、書き込むべき。 他2件</p>	<p>前段は、第1（4）中、「本指針において定める措置については、「望まれます」と記載されている内容等法的義務でないものも含まれますが、法の目的を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されているものです。」と記載しています。</p> <p>後段は、同内容を記載第7に記載しています。</p>
123	<p>おわりに</p> <p>「法に定められたからということで身構えるのではなく、」との文言があるが、福祉事業者が「身構える」ことが前提とされていると読め、違和感を覚える。前後の文脈上不必要な文言であるので、削除していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、下記のとおり修文します。</p> <p>「法に定められたから義務としてやるという姿勢ではなく、」</p>
124	<p>聴覚障害者への合理的配慮の事例の中に、下記内容を盛り込むことを希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員とのやりとりだけでなく、事業所内のイベントや行事、他の利用者との交流の場面でもコミュニケーションがとれないので、そういった場面でも必要に応じて手話通訳や・ノートテイクの配置がされるようにすることが必要です。 ・また、聴覚障害者への接し方をきちんと身に付けていない事業所職員が多いために、聴覚障害者がサービス内で孤立してしまうという事がよくあります。そういったことを防ぐために、職員が聴覚障害について研修し、接し方、コミュニケーションの取り方をきちんと理解しておく必要があります。同様に、他の利用者も聴覚障害について、理解が深まるように啓発の取り組みが必要です。 	<p>事業所の職員養成に関する内容であり、今後の参考とさせていただきます。</p>

125	<p>【障害特性に応じた具体的な対応例】の「一人暮らしの金銭管理をサポート（知的障害3）」における「生活支援員と必要なお金について2週間単位で相談し」を「生活支援員と必要なお金について1週間単位で相談し」に変更する。</p> <p>（理由）事例のような知的障害者の場合は、一般的に「2週間単位」では金銭管理が難しく「1週間単位」やもっと短い期間の事例が多いため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「1週間単位」に修正します。</p>
126	<p>【発達障害者支援法】</p> <p>「まずは、現在住んでいる地域の中にある様々なサービス機関（たとえば、市町村の役場、保育所、学校、医療機関、ハローワークなど）でも、発達障害に対する知識が年々高まってきています。」を「まずは、現在住んでいる地域の中にある様々なサービス機関（たとえば、市町村の役場、保育所、学校、医療機関、ハローワークなど）でも、発達障害に対する知識が年々高まってきていますので、相談してみてください。」に改める。</p> <p>（理由）文章の意味を明確にするため。</p>	
127	<p>「また、都道府県や政令市には、発達障害者支援センターが必ず置かれていますので、お住まいの地域の発達障害者支援センターに連絡をしたりホームページを確認したりするのも良いでしょう。」を「また、身近な機関で適切な助言が得られない場合などには、都道府県や政令指定都市に発達障害者支援センターが必ず置かれていますので、お住まいの地域の発達障害者支援センターに連絡をしたりホームページを確認したりするのも良いでしょう。」に改める。</p> <p>（理由）市町村の身近な相談機関では、自閉症者等への理解がまだ不十分な所が多く、また相談機関が誤った対応方法を伝えることにより自閉症者等がますます混乱するということもあるため。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
128	<p>コミュニケーション支援記号の例について変更してください。</p>	<p>参考ページに提示しているものはあくまで例示です。今後の参考とさせていただきます。</p>
129	<p>権利擁護のための仕組みと施策について、障害者虐待防止法は記載されているが、成年後見制度や日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）といった日常生活場面での権利擁護の仕組みについても加えてはどう</p>	<p>他のご意見も踏まえ、障害者虐待防止法以外の権利擁護に関連する法律について参考ページに追加します。</p>

	か。	
130	表記上「・・・が望ましい」のようなあいまいな表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべき。	第1(4)中、「本指針において定める措置については、「望まれます」と記載されている内容等法的義務でないものも含まれますが、法の目的を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されているものです。」と記載しています。
131	本ガイドラインについて、今後、定期的な見直しを行うよう明記されたい。 他1件	ご意見を踏まえ、「おわりに」を下記のとおり修文します。 「本指針は、そうした事業者の取組に資する様、今後も、より具体的な事例、特に好事例をお示しできるよう <u>随時見直しを図るなど努めて参ります。</u> 」
132	施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。	
133	雇用分野は改正障害者雇用促進法に基づく対応になるとの説明が、これまでの障害者政策委員会等の場においてなされてきている。同法に規定されている2つの指針(差別禁止指針、合理的配慮指針)もあり、雇用分野における今回の指針との関係性の説明が必要ではないか。 就労継続支援A型事業では、事業を利用する障害のある方と雇用契約を締結することから、改正障害者雇用促進法に基づく2つ指針への対応も求められるため、これら指針の内容、求められる対応について、今回の差別解消法に基づく指針の対応要領の中に参考として掲載する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、第1(4)福祉分野における対応指針中に、下記を追記します。 「事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによることとされており、同法に基づき別途定められた「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を参照してください。」
134	各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。	今後の参考とさせていただきます。

135	<p>対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字（墨字ページ参照付）、音声、拡大文字、電子データ（テキスト、WEB）を必ず提供すべきである。WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
136	<p>障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 本指針については、今後も、より具体的な事例をお示しできるよう随時見直しを図ってまいります。</p>
137	<p>茨城県では、9月10日に常総市で堤防が決壊し、多くの人々が避難所に避難し、中には、障害のある方が多数いた。しかし、福祉避難所は開設されず、一般の避難所であった。合理的配慮がなされることがなく、自閉症をもった子どもは、突然叫びだすなどをしたために、家族は半日で避難所を出て、一階が浸水した自宅で生活をして数日を過ごしていた。また、近隣の特別支援学校への避難の問い合わせをしたが、受け入れてもらえなかった。災害になると障害者が安心して過ごせる避難所がないので、解消法の中では、災害時の避難所についても、合理的配慮がなされるような記述をお願いします。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 (法に関するご意見)</p>
138	<p>基本方針「第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する重要事項」の中で、地域住民等に対する啓発活動について記載されている。 障害者の地域移行について、現在、受け皿となるグループホームの設置が進められているが、建設の際、地域住民による反対運動が散見される。基本方針においては、「グループホームの認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意する」と記載されているが、円滑な地域生活や差別解消を進めるには、周辺住民との関係構築が大変重要。これら反対運動に対し、一部地域では、条例に基づき行政が調整を図る取組もある。 差別解消に関する取組を進めるにあたっては、地方自治体や障害者差別解消支援地域協議会が主体となる等によ</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

	り、実効性のある啓発活動が必要と考える。	
139	本ガイドラインが事業者向けに作成されている建付け上、当事者には分かりにくい内容。例えば、問題が起きたときにどこに相談にいけばいいかもわからない。パンフレットやホームページなどを通じて、障害者への周知も欠かせない。	内閣府とも連携し、周知に努めてまいります。
140	虐待防止法にしろ、差別解消法にしろ、そういう法律ができる前から、「虐待はやってはいけないこと」であり、「障害者を差別するのはいけない」ことであったはず。障害者、障害児にとって、理想はといえば、「普通に」接することだと信じて支援をしているが、こういった法律はますますそれをしにくくしていくだろうと危惧する。また、法を執行するものの責任についての不信感がある。個別の事例は、個別の関係者が勇気をもって解決していくしかないと思う。「弱者を守る」社会を強い強制力のもとで実現しようとするのはとても危険であり、たいていの場合「胡散臭い」と考える。	今後の参考とさせていただきます。
141	今回の対応指針の一部を活用して、厚労省省内及び関係機関職員に対応要領として徹底させると同時に、地方の行政職員に対しても障害サービスを運用する側として、福祉事業所と連携するなかで差別的取扱いの事例を徹底するように行っていただきたい。	今後の参考とさせていただきます。
142	発達障がいに関しては、本人の現状に応じた支援をしていただければ有難い。特定の人だけが手厚い福祉を受けるのではなく、今本当に困っている人たちが福祉支援を受けられる制度だと有難い。しかし、現実には、非常に偏りがある。例えば、幼少期から症状があった人は、保護者も早く気づき、早い段階で福祉支援がいろいろ受けられ、手帳発行など金銭的な負担軽減やサポートもあり、就活もジョブコーチがついて至れり尽くせりだが、思春期以降に特性がでた症状が薄めの人には、本人のワガママと思われ、本人も家族も長らく気が付かず、その結果、生活がぐちゃぐちゃになり、対応が後手後手で、福祉も医療支援も手つかず状態である。なるべく平等な支援をお願いしたい。	今後の参考とさせていただきます。

143	<p>合理的配慮もなされず不当に差別的な扱いを受け、その最終段階として事業主から一方的に解雇されるに至った場合などには、権利回復ができるような仕組みやその明記を要望します。</p> <p>障害無理解による不当解雇の撤回申し入れや復帰後の就労支援などを行うことを、障害者自身またはその意を受けた代弁者が申し入れできるよう、またそのことを障害者の支援としてサポートする力のある機関の設置を要望します。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。 (雇用に関するご意見)</p>
144	<p>医療的ケア児に関する記載を指針に明記すべき。 他4件</p>	<p>ご意見を踏まえ、第3(3)に追記します。</p>
145	<p>事業者には「応諾義務」が課せられているにもかかわらず、事業者は障害者を選び好みしている現状がある。障害が重いほど応諾義務は骨抜きにされており、自分の希望する必要なサービスを受ける事が困難になっている。この法律は、差別を解消するための法律であるが、過重な負担や正当な理由を楯に不当な差別的取扱いと合理的不提供がなされると法律が骨抜きにされてしまう。過重な負担をしなくてよく、正当な理由があれば、拒絶は可能であることを事業者側に容認した差別促進法になっているともとれるので、もう一步踏み込んだガイドラインが必要。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
146	<p>事業者の不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供があった際、当事者の意思表示、苦情の相談窓口が当事者の権利利益を侵害してはならないことが第一に優先されること、事業者の立場に立ったものではないことを障害者差別解消法、権利条約、障害者基本法の条文を引用しはつきり明記すること。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>